令和８年度 第１回「墨田区子ども・子育て会議」議事要旨

日時：令和８年７月７日（火）午後６時３０分～午後８時００分
会場：墨田区役所１３階　１３１会議室

次第

１　開会
２　副区長挨拶
３　区からの諮問
４　委員紹介
５　議題
（１）令和８年度子ども・子育て会議の議題および進め方（案）について（資料２）
（２）「墨田区子ども・子育て支援総合計画（令和７～１１年度)」の進捗管理について
（資料３、資料４）
（３）報告事項
ア　「みんなであそぼう！こどもわくわくフェスティバル」開催結果について（資料５）
６　その他
７　事務連絡
（１）次回開催予定
令和８年８月２０日（木）　午後６時３０分から
墨田区役所１３階　１３１会議室
８　閉会

配布資料

資料１：墨田区子ども・子育て会議委員名簿
資料２：令和８年度子ども・子育て会議の議題および進め方について（案）
資料３：墨田区子ども・子育て支援総合計画（令和７年度～令和１１年度）
令和７年度実績及び令和８年度事業計画
資料４：墨田区子ども・子育て支援総合計画（令和７年度～令和１１年度）
令和７年度実績及び令和８年度事業計画【概要版】
資料５：こどもわくわくフェスティバル 2026 実施報告書

出席者（敬称略）

○委員

西村　孝幸（墨田区私立保育園協会）
西島　由美（墨田区医師会）
古屋　真（学識経験者（駒沢女子短期大学教授））
八重田　裕一朗（墨田区児童館）
東　百代（墨田区私立幼稚園連合会）
千原　祐子（墨田区子育てひろば）
出沼　俊夫（墨田区民生委員・児童委員協議会）
二藤部　智子（墨田区立小学校ＰＴＡ協議会）
田村　美帆（墨田区青少年委員協議会）
小林　厚子（墨田区青少年育成委員会連絡協議会）
佐藤　まり子（認証保育所連絡会）
賀川　祐二（すみだ子育て支援ねっと「はぐ」）
中村　彩子（小規模保育事業所連絡会）
稲吉　美穂（区民公募委員）
加藤　紗世（区民公募委員）
武田　舞（区民公募委員）
飛髙　加奈子（区民公募委員）
眞能　貴代（区民公募委員）
山口　寛子（区民公募委員）
金澤　里美（墨田区立幼稚園長会）
影山　祥仁（墨田区立小学校長会）
松塚　智加子（墨田区立中学校長会）
竹嶋　啓子（墨田区立保育園長会）

傍聴者　　２名

○事務局出席者

髙橋　義之（子ども・子育て支援部長）、大浦　俊哉（子ども・子育て支援部参事（こども家庭支援センター担当））、大島　悠樹（子育て支援課長）、遠田　和寛（地域子育て課長）、細谷　勇治（子ども施設課長）、石川　浩（私立運営支援担当課長）、桂本　圭子（指導検査課長）、島田　哲夫（子育て支援総合センター館長）、山崎　紀之（子ども・家庭支援連携担当課長）

議事概要

１　開会

2　副区長挨拶

3　区からの諮問

「墨田区こども計画を踏まえた今後の子ども施策・子育て支援策のあり方について」について諮問された。

4　委員紹介

5　議題

（1）令和８年度子ども・子育て会議の議題および進め方（案）について（資料２）

事務局	今年度の諮問事項は、昨年度に引き続き、墨田区こども計画を踏まえた今後の子ども施策・子育て支援策のあり方についてである。 この諮問に基づき、今年度は主に三つの議題について審議する。 一つ目は、「墨田区子ども・子育て支援総合計画の進捗状況の確認」である。本計画は子ども・子育て支援の根幹をなすものであり、定期的な進捗確認は施策の効果検証と改善に不可欠である。計画に基づく各事業について目標及び年度ごとの計画を設定し、現状や実績に基づく評価を行い、計画の着実な進行を図っていく。 二つ目は、「必要な情報に確実に到達できる発信方法の整備」である。 令和 7 年度の子ども・子育て会議においても子ども・子育て支援施策の情報発信について、「必要な情報に確実に到達できる発信方法を整備する必要がある」とご提言をいただいたところである。そこで、今年度は昨年度の議論をさらに深め、具体的な情報発信方法の整備について検討を行っていく。 三つ目は、「墨田区公設保育所整備計画の改定」である。令和８年度はこの計画の中間改定年度に当たる。子ども・子育て会議での議論を行い、様々な関係者からの意見を踏まえ、計画改定を進めていく。 続いて、今後の会議スケジュールについて説明する。今年度は全 4 回の開催を予定している。 第１回については、「令和８年度の議題・進め方」、「計画の進捗状況」（令和７年度事業実績・令和８年度事業計画）、報告事項として、「こどもわくわくフェスティバル」の実績報告をする。 第２回は８月 20 日を予定している。議題は必要な情報に確実に到達できる発信方法の整備についてである。 第３回は 10 月 29 日を予定している。第２回に引き続き、議題は必要な情報に確実に到達できる発信方法の整備についてである。こちらについては第 2 回会議でいただいたご意見等を踏まえ、区の進め方についてお示ししたい。 第４回は年明けの１月 28 日を予定している。議題は「答申案の確認」、「墨田区公設保育所整備計画改定について」と報告事項として、「墨田区不適切保育防止のためのガイドラインの改訂」を予定している。

	そして第 4 回の会議終了後に、会長から区長へ「答申」をいただく予定である。
委員	区の諮問ということで、こども計画を踏まえた今後の施策のあり方についてという非常に幅広い諮問をいただいている。その中で特に本年度取り組まなければいけないこと、また、これまでの会議において、議題に上がった点をしっかりと議論をしたいと考えている。 そこで、本日については、子ども・子育て支援部、教育委員会関係、様々な施策がなされているので、その進捗状況を各部門からご報告いただき進めていきたい。 第 2 回、第 3 回では、墨田区では、様々な施策を実施しているが、本当に必要な方に、必要な情報が届いているのかという意見を多くいただいているので、そこについて議論をしたいと考えている。そのような形で、この 1 年間、全 4 回の会議を進めていきたいと考えている。

（2）「墨田区子ども・子育て支援総合計画（令和 7 ～ 1 1 年度)」の進捗管理について

事務局	計画期間は令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間である。計画の位置付けについては、区では平成 27 年度から子ども・子育て支援施策を推進しており、令和 5 年度に「すみだ子ども・子育て応援プログラム」、令和 7 年度に「墨田区こども条例」を制定し、新たにこども基本法に基づく「墨田区こども計画」を策定した。従来の子ども・子育て支援総合制計画と、こども若者計画、この二つがこのこども計画に統合され、より包括的な計画として発展している。 本計画は「全てのこどもが希望にあふれ、健やかに育っている」を将来像として掲げている。この将来像の実現に向けて、六つの基本方針を定め、それぞれの評価指標を設定している。指標及び目標値は記載の通りである。なお、これらの評価指標の数値は「令和 6 年 3 月の墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査」に基づくものである。 続いて主要な事業について所管課長から説明をさせていただく。
基本方針 1　妊娠・出産期から子育てにおける支援を充実させます	
事務局	資料 4 の No.9「家事・育児サポーター事業」である。 妊娠中や乳幼児期の子どもを育てる家庭へサポーターを派遣し、家事・育児支援サービスを実施する。自宅へのサポート派遣により、妊娠期・産後の身体的・精神的負担の軽減を図った。引き続き自宅へサポーターを派遣し、家事・育児支援サービスを実施していく。
事務局	No.16「両国・文花子育てひろばの運営」である。 親子同士の交流、情報交換の場の提供や、育児相談を実施し、親の育児不安や負担の軽減・解消を図った。令和 8 年度も引き続きこのような事業を行い、親の負担、育児の不安や負担軽減・解消を図る。

	なお、両国子育てひろばについては、一時預かり、定期利用保育、文花子育てひろばについては、一時預かりを行っている。
事務局	No.93「みんなであ・そ・ぼ「こみかんたいむ」「おれんじたいむ」事業」である。 親子で遊びながら交流・情報交換し、専門職員へ悩みを相談できる場を月曜日に交互に開催する。より多くの親子に参加してもらえるよう周知を図り、安全に遊べる場と有意義な時間を提供することができた。周知を図りながら子どもが安全に遊べる場所と親にとって有意義な時間を提供していく。
事務局	No.121「こども医療費助成事業」である。 高校生年代までの医療費の自己負担分を助成する。令和 8 年度も引き続き、経済的負担の軽減のための支援を行っていく。
基本方針 2　乳幼児期における教育・保育の質とサービスの向上を図ります	
事務局	No.95「保育における安全・安心な環境づくり事業」である。 昨年度、一斉定期点検で保育施設に入り、改善を図った。今年度は各施設の困りごとについて、寄り添っていく形で行っていく事業となっている。
事務局	No.96「特定教育・保育施設等への指導検査事業」である。指導検査により適正な園運営と質の向上を図るように行っていきたい。
事務局	No.100「区立保育園への民間活力導入事業」である。 こちらは墨田区公設保育所整備計画に基づき、公私連携制度を活用して区立保育園に民間活力を導入する事業である。今年度は、今後導入予定の亀沢保育園と文花保育園の運営事業者を選定し、亀沢保育園については令和 10 年度、文花保育園については、令和 11 年度の開所を予定している。
事務局	No.113「ベビーシッター利用支援事業」、No.114「病児保育事業」は基本方針 6 で説明させていただく。
基本方針 3　こどもが自分らしく心豊かに育つことができる環境をつくります	
事務局	No.123「児童館の改修事業」である。 老朽化が進んでいる児童館については計画的に大規模修繕等を進めていく。令和 7 年の実績について 1 点修正させていただく。実績は 1 件であり、立花児童館の大規模修繕工事を実施した。現状 6 件の大規模修繕が終わっており、目標では令和 11 年度までに残り 3 件、合計 9 件の大規模修繕を実施することとしている。
事務局	No.180「学童クラブ事業」である。 放課後児童健全育成事業として、就労等により放課後・学校休業日に家庭で育成できない児童、原則小学 3 年生まで、必要に応じ小学 6 年生までを育成する。 こちらについて令和 7 年度は定員増や土曜育成の拡充等を図っている。定員については令和 8 年度開始時点で 2,998 人となっている。令和 8 年度についても引き続き定員増を図るとともに、待機児童の解消に努めていく。
事務局	No.182「子どもの体験活動支援事業」である。

	区内の小学生を対象に、文化、スポーツ、自然体験等の様々な体験をするための支援をする事業「ハロカルホリデーすみだ」の取り組みである。今年度は定員を昨年度の 3,000 人から 3,500 人に増やし、より多くの小学生の体験機会の確保に取り組んでく。
基本方針４　配慮が必要なこどもや家庭への支援を強化します	
事務局	No.30「児童虐待に関する相談事業」である。 虐待の恐れがある、心配なご家庭があるという、関係機関等の通告、相談に基づき、子どもが安心して生活できるように、家庭への支援を含めた対応を行っている。 昨年度相談の件数が、継続・新規を合わせて 2,233 人で、そのうち 727 人については、支援を終了した。この割合が 58.9%ということで、この率を資料に記載しているところである。今年度も引き続き対応に当たっていくとともに、来年度中に都立の児童相談所がすみだ保健子育て総合センター内に設置されて、都と区が一緒の空間で業務にあたっていくということになるため、一層児童相談所との連携を深めていきたいと考えている。また、資料に記載はないが、こども家庭センターとして、母子保健と児童福祉が一体となってインサートの支援にあたっていく予防的支援の取り組みを今年度から更に加速させている。虐待に至るリスクが高い層に早期に関わっていくことで、困った時にすぐに相談できる関係づくりを進めていきたいと考えている。
事務局	No.107「保育施設における障害児保育事業」である。 区立保育園については各園の状況に応じた人員体制の整備、具体的には障害児 3 人に対して保育士 1 人、重度認定児については 1 人に対して保育士 1 人という配置を行っている。また、私立保育所等については障害児等の受け入れに要する経費の一部を補助するものである。公立、私立ともに今年度も引き続き実施していきたいと考えている。
事務局	No.138「児童手当制度」である。 高校生年代修了前のお子様を養育する方への手当支給制度である。今年度も引き続き支給を行い、子育て家庭の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長につなげていく。
事務局	No.158「幼稚園昼食費補助事業」である。 幼稚園に通う幼児の昼食費にかかる部分を補助し、保護者の経済的負担を軽減する。今年度も引き続き事業を実施し、幼児の健やかな育ちを支援していく。
基本方針５　地域でこどもの育ちを支える取組を促進します	
事務局	No.33「地域子育てネットワークの構築」である。こちらについては子育てひろばの利用登録団体等の交流促進等を図り、効果的な子育て支援サービスを提供することを目的としている。 両施設について引き続き、事業を実施していくので、地域で活躍されている支援団体等について情報提供いただきたい。

事務局	地域子育てネットワークの構築については、子育て支援総合センターの交流室事業でも行っている。この活用や登録団体同士の交流を図り、社会資源の研修を実施した。今後も交流を図るほか、社会資源研修等をはじめ、人材育成や事例研究に取り組んでいく。
事務局	No.144「子育て支援活動助成事業」である。 区内で子育て支援活動を行う団体の活動経費について、1団体あたり50万円を上限に助成するものである。令和7年度については7団体から申し込みがあり、5団体に助成をしている。令和8年度についても引き続き事業を行い、地域の子育て支援活動の活性化を図っていく。
基本方針6　子育てしやすい環境づくりを推進します	
事務局	No.22「区公式 LINE を活用した情報発信事業（きずなメー ル)」である。 妊娠期から子育て期までの家庭に対して区公式 LINE で子育て支援情報を発信する。令和8年度も効果的・効率的な情報発信を継続していく。
事務局	No.113「ベビーシッター利用支援事業」である。 東京都指定のベビーシッター事業者を利用した保護者の負担軽減のため、利用料の一部を補助する事業である。これについては電子申請に対応させるような形でのスキームを作っている。申請は延べ1,236件、交付決定が1,234件となっている。今後も申請に基づき補助金を交付し、補助要綱に準じ対象児童、或いは補助上限の時間の拡大を行っていきたいと考えている。
事務局	No.114「病児保育事業」である。 集団保育、家庭保育のいずれも難しいお子様をお預かりする。昨年度は予約システムの導入により、利用者の利便性向上を図ったところである。また、令和8年度においては、旧向島保健センターを活用した施設新設に向けて、改修工事を計画している。
質疑応答	
委員	質問が二つある。一つ目は、資料4の2ページ目のNo.16の「両国・文花子育てひろばの運営」とNo.93の「みんなであ・そ・ぼ「こみんかんたいむ」「おれんじたいむ」事業」の中で、現状6万人や503組という記載があるが、これはダブルカウントはなしで、純粋に1親子の利用の数という概念でよいか。より多くの親子に参加いただくということを目的とした場合、同じ方が複数利用し、積極的に利用する方と利用しない方の格差が生まれたら、本来の目的と乖離するのではないかと思った次第である。
事務局	まず、No.16の「両国・文花子育てひろばの運営」の利用人数については延べ利用人数になる。
委員	今後、その他にも広く周知することを目標にした際は、この延べ人数と、実際に広く伝わっているかどうかの検証については、議論するか、施策を考えるかということでよろしいか。

事務局	広く利用いただくために引き続き、周知活動の方を進めていきたいと考えている。
委員	もう一つ質問させていただく。いわゆる助成金というようなものが対象になる事業があるかと思う。例えばNo.144「子育て支援活動助成事業」、No.113「ベビーシッター利用支援事業」がある。これはそもそも予算がある程度確保されているものと思うが、この予算枠は年度によって、もう既に決定されているものなのか。
事務局	まずNo.144「子育て支援活動助成事業」については、1年度単位で、250万円の予算の上限の下で決めさせていただいている。
委員	令和11年の目標の10団体になったときは、半分の団体に助成金が交付されるということか。
事務局	審査会を開催するので、予算の範囲内でということで考えている。
事務局	No.113「ベビーシッター利用支援事業」について説明させていただく。補助金のスキームについては、都の方で全額補助が出ることになっている。都の仕組みに合わせてこちらでも予算を組み、補助をさせていただいている。ここ数年については、事業が実施されるというふうに聞いているため、それに則り実施していく予定である。年度当初に見込んだ人数でやっているため今後増える可能性はある。
委員	非常に大事な視点かと思う。確かに延べ人数は増えているけれども同じ人たちが沢山使っていたということであれば、結果として広く使っていただくという点については計り知るのが難しいのではないかという意見であったり、予算の関係で、助成団体が増えても総額が決まっていると予算額が各団体減ってしまうのではないか、その時は予算を上げてくれるのか、そういったことも非常に大事なご意見だと思う。
委員	子育てひろばはとても役に立っているが、2ヶ所しかないと近くの人しか行けない。両国と文花にしかないので、行ける人たちは限られている。周知はしているが、行けない状況である。沢山作ってくほしい。これが一番希望である。 No.114の「病児保育事業」だが、病児と病後児を一緒にしていないか。違うはずである。混同してしまうと話がおかしくなってしまうため、別にしていただきたい。 それから、No.100「区立保育園への民間活力導入事業」これは民営化ということか。
事務局	まず、両国・文花子育てひろばについて、おっしゃる通り、南北に二箇所という形になっているが、親子同時の交流や情報交換の場を設けるといった地域子育て支援拠点事業については各児童館においても実施しているため、周知の方を進めていきたいと考えている。

委員	児童館も紹介しているが、赤ちゃんを連れたお母さんたちは行かない。その辺りもよく考えてほしい。
委員	子育てひろばのお話をいただいたので、現状子育てひろばで勤める委員にご意見を伺いたい。
委員	お母さん同士のつながりで両国よりずっと遠いところからいらっしゃる方も沢山いると感じるので、お母さん同士のネットワークで広がっているのではないかと思う。また、1階の保育室の一時預かりが、墨田区の全域から来てくださっていて、少しずつ知られていると今年は特に感じている。
委員	今お話をしていただいたように現場の意見や話を聞いていると、やはりニーズはある一方で、区内に二施設ということで、予算の中でどのように拡充していくかという課題がある。 また、子育てひろばそのものではなくても、児童館の中でそのような機能が使えるのか、その辺りも含めながら施策の中で考えていければと思っている。 続いて病児・病後児保育について回答をお願いしたい。
事務局	病児と病後児は分けて考えるべきだという趣旨と認識しているが、今の特に運用の中では、まとめて病児という形で運営をさせていただいている。
委員	本来病児と病後児が違うことには違いないので、どのような形で整理ができるのか検討いただき、より実態が反映できるような成果指標の設定や進捗管理をしていただければと思う。 もう一つ民間活力というところでも質問をいただいていた。
事務局	民間活力の導入方法としては二つある。まず指定管理者制度でこれは民間に保育園を管理させる制度であるが、あくまで区立保育園としての立ち位置である。もう一つ、ここに挙げさせていただいた公私連携制度というのは、将来の私立園化、民営化というところを視野に入れた民間に管理を任せる制度である。この二つの方法で民間活力の導入を進めているところである。
委員	言葉で公私連携制度と言われると、そのようには受け取れなかった。 それからひろばの件、虐待ではないが、危ないお母さんに行ってほしいと思ってひろばをご紹介している。積極的なお母さんはどこにあっても探して行く。でも本当に危ないお母さん達に行ってほしいので、児童館ではなく、落ち着いて、できればベテランの保育士などがいる場所で、あそこに行って相談しなさいと言える場所が欲しいと思っている。ぜひ検討をお願いしたい。
事務局	まず、公私連携制度が分かりにくいというお話をいただいた。こちらについては国の事業手法であり、その言葉を使っている経緯があるが、皆様に分かりやすい説明を適宜していきたいと思っている。
事務局	ご意見いただいたように、児童館は子育て相談をするにしても、乳幼児を連れたお母さんは入りづらいこともあるかと思う。周知とできるだけ入っていただきやすい環境整備をさせていただきたいと思う。
委員	今の話は、分かっている人は行くが、行けない人についてはどうするのかと

	いうお話かと思う。その辺りはいかが。
事務局	まさにおっしゃるとおりで、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業は児童館でも行っており、それが子育てひろばの主なメニューになっているが、それが本当に行きやすい身近な場所で、どなたでも来られる、困っていることに気づかない人でも気楽に立ち寄れる、そこで事業を利用する中で、児童館の児童指導員の人たちが話を聞いて、必要な支援につないでいくというのが理想形である。墨田児童会館ではそのようなことも行っていただいていた。ただ、それは墨田児童会館が割と大きな児童館でそれができたところがある。狭いところで乳幼児を連れて行けるかというと難しいところがあるので私たちはそのような児童館の課題も考えながら地域の中でいかに身近に相談してもらえる場所を増やしていくのかというのをまさに最重要課題としているところである。そのため、去年まで子育て政策課と言っていた児童館担当を地域子育て課とし、地域でそのような場所を増やしていくというところでシフトを変えさせていただいている。今の言葉をしっかり、頭にもう1回置かせていただいて、またこの会議でも様々なご提案、ご意見をいただきたい。
委員	児童館の立場からご意見を伺いたい。
委員	この4月から墨田児童会館から江東橋児童館に異動した。 江東橋児童館でも地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業を行っており、敷居の低い相談もずっと続けている。また、乳幼児室もあるので午前中を中心に職員が入って、何気なく会話をしながら、育児の相談にのることは努めている。これは全児童館で行っていると思う。 最近の児童館の傾向として、0、1歳のお子さんが多い。ただ、2歳以上になると、今保育園や幼稚園に入りやすくなったため、土日はもちろん受け入れはあるが、少なくなっている状況である。そのため、むしろ0、1歳、育休中、産休中のお母さんたちにスポットをあてて、そこで関係性を地域の中で作っていき、保育園に入っても、他の地域に行ってもふらっと寄れるような地域に根差した、敷居が低い、遊べる場所、相談できる場所にしたい。また、活動やイベント、子育て講座を各児童館で行っているため、その中でお母さんにリフレッシュしていただくとか、場合によってはセンターなどから保健師と一緒に児童館に来館していただき、そこから相談や託児をして、お母さんたちと話すということも行っている。なかなか来られない方たちにも来ていただけるよう、例えば病院やスーパーにチラシを貼ってもらうとか、そういうようなことを心がけかけて努力していく必要があるかと思う。現状としては、0、1歳、産休育休中のお母さんが本当に多いという印象がある。そこは引き続きまた館長会でもこういった意見があったということを伝え、全児童館で取り組んでいくようにしたいと思っている。
委員	私は保育園の立場になるが、毎月うちの保育園の最寄りのさくら橋コミュニ

	ティセンターで情報誌をいただいている。見学にいらした保護者の方などにご覧いただき、じゃあ今度行ってみようかなというようなお話もいただいている。今の話を含めるとやはりハードの整備というのはとてもお金がかかるし、あったに越したことはないが、ソフト面で、人と人が繋がっていくことで、より情報が伝わりやすくなったり、利用される方が少しでも増えるというようなこともあるので、併せて行っていかなければならないと感じた。そのようなところも今回の進捗管理の中で大切にしていきたい部分だと思う。
委員	資料3のNo.188「学童クラブへの障害児受入事業」について、私の息子も障害を持ちながら学童に通っているが、この心理士の存在を知らなかった。これは全部の学童に自動的に心理士が巡回するという事業か。
事務局	心理士の巡回はすべての学童クラブで行っている。
委員	その場合は特に保護者に通達はなく、心理士が相談にのっているのか。学童クラブから心理士が来ているという話は聞いたことがなかった。
事務局	心理相談は職員向けで、職員がどのように対応するのかという相談になる。保護者の方には情報共有はしていないかと思う。
委員	資料3のNo.217の「特別支援教育への対応事業」に関しても、先生に対して心理士が巡回するということか。
事務局	教育委員会の所管であるため、確認が必要である。
委員	児童館の立場からご意見を伺いたい。
委員	各児童館に年2、3回心理士が来るため、障害を持っているお子さんであったり、ハイリスクなお子さんについて情報共有をしながら、アドバイスをいただいている。それと同時に、区の職員の巡回、学童クラブのアドバイザーも来て、心理士とは別にサポートしていただいている。少しでも子どもたちが共存しながら、その日、放課後を楽しく過ごせる配慮をしている状況である。
委員	資料4のNo.182「子どもの体験活動支援事業」について、来年子どもが小学生になるため、その機会をとても楽しみにしている。その中で3,296人に対して電子ポイントを付与したということだが、この付与というのは、該当するお子さんに対して自動的に付与されるものなのか、申請を前提としての付与なのか教えていただきたい。
事務局	3,269人というのはポイントを使った延べ人数になる。これは実行委員会から様々な周知を行い、そこに対しお申し込みいただき、その後審査を経て、ポイントが付与される制度である。
委員	ということは、実際にポイントを付与した方は、この人数よりも圧倒的に多いということか。
事務局	ポイントを使用した延べ人数が3,269人であり、実際にポイントが付与され

	たのは、ここには載っていないが、2,693 人である。 　実際には 2 回以上ポイントを利用している方もおり、それをトータルすると 3,269 人という数字になる。
委員	ポイントを付与された人が 2,693 人で実際利用されたのが 3,269 人ということは、同じ方が 2 回使っているという可能性があるのか、先ほどのダブルカウントの話に近いと思うが、実際に区の小学生というのは何名くらいいるのか。
事務局	約 1 万人である。
委員	3 分の 1 の児童分が申請されたということか。
事務局	もともと今年度は 3,500 人を募集の定員としている。そこで大体 2,000～3,000 人くらいの応募があって、5,000 円分、一定の条件を満たす場合は 8,000 円分の電子ポイントが付与される。そのポイントは使いきるまで何回でも使えるという制度になっている。 　例えば、1,000 円を 5 回とか、5,000 円を 1 回とか、そのような使い方ができる。
委員	子ども 1 人に対し、年間で 5,000 円使えるということか。ポイントの繰越もできるのか。
事務局	繰越はできない。事業の期間が決まっており、その期間を過ぎるとポイントは使えなくなる。
委員	この事業に関しては、ここには記載がないが、そもそもの申請人数の目標値も別にあり、実際に利用する人数の目標値は令和 11 年度で 4,800 人ということか。
事務局	そのとおりである。
委員	利用者を増やすのも大事であるし、逆にメニューを提供する施設側や事業者側に知っていただく努力も同時に進めていく必要があると感じている。 　進捗管理について、今後の会議の中でも適宜議論があるので、気になる部分など見つかれば、今後もご発言いただければと思う。 　行政の中で行っていることをより加速化させたり、気になる点を修正したいというのがこの会議の大きな目的の一つだと思っている。ぜひ活発なご意見をいただきたいと思っている。 　最後にこの進捗管理の中で、国の方向や、墨田区の施策について、学術的な視点から学識経験者の委員にご意見をいただきたい。
委員	議論を聞いて、大きく一つまとめさせていただくとしたら、「つながる」という言葉がキーワードになると思った。 　今、国の子ども・子育て会議の方でも計画の進捗の確認を進めていこうとしている。ただ、実効性のあるものになっているかどうか、今議論いただいた中

	で、目標指標として適切でないものも恐らくあると思う。目標に見合った指標になっているかというのも確認していく必要がある一方で、これだけの事業数の中で、どの事業にアプローチしていけるのかということを私たちの会議体だけで考えていくのも非常に難しいと思っている。そのような意味で、国の方でももう一つ行おうとしているものに重点化がある。何を重点的に検討していく必要があるのか、それをまずしっかり考えていくという方向性を打ち出してきた。 　そのような中で、温かいおせっかいが広がるという構想のお話があったり、皆さんが着目されたところを見ていくと、やはり子どもや子育て家庭が必要な事業にマッチングできるような、つながるような環境というのがとても大事ではないか、そこが何か今の社会の基盤整備の一つになってくるのではないかという感想を持った。 　そのような意味でも一つ情報発信というところが、今回の会議体の中で議論していくことにもなると思うので、そのような視点でもご意見を沢山いただけると、素敵な会議になると思う。
委員	次につながるようなご意見をいただいた。情報がきちんとキャッチアップできるような仕組みが整っていけば実績もおのずと上がってくるので、まずはそういった部分についてしっかりと議論をしていきたいと思う。

（3）報告事項

ア「みんなであそぼう！こどもわくわくフェスティバル」開催結果について（資料5）

委員	こどもわくわくフェスティバルは子ども・子育て会議と墨田区の共催ということで、私たちも主催者、運営する側の一部になったわけである。この中には団体としてご出展いただいた方もいれば、個人としてご参加いただいた方、ご協力いただいた方もいると思うので、成功裏に全体としては終われたことを、まずは御礼申し上げる。
事務局	本イベントは令和8年5月31日の日曜日午前10時から午後4時までキャンパスコモン及び周辺施設で開催した。 　昨年度より1時間開始時間を早め、また、昨年リニューアルしたあずま百樹園まで会場を拡大して実施し、延べ約14,000人の方にご来場いただいた。 　また、同時開催としてタレントのバービーさんによるトークショーが行われ231人の方にご参加いただいた。 　続いて資料2ページから6ページには、協力団体の一覧や当日の写真等を掲載している。会長を始め、委員の皆様にはブース出展にご協力いただき、改めて御礼申し上げる。 　ステージでは、地域の子どもたちによるダンスや和太鼓、新日本フィルハーモニー交響楽団の演奏など、多彩なプログラムを実施したほか、区内の企業・団体

	等のご協力により遊び体験コーナー、飲食コーナーを設置し、子どもたちに様々な体験の機会を提供した。 資料 7 ページには意見聴取について掲載している。会場内に 3 つのスタンプスポットを設け、「スタンプラリーを通じた子どもの意見聴取」として、「住みつづけたいまちはどんなまち？」をテーマにしたシール投票、「墨田区こども条例」の周知とクイズ、「2035 年のすみだ」をテーマにした付箋での意見表明を実施した。意見聴取の結果は、資料の 7～10 ページに詳細を記載している。 また、「2035 年のすみだ」については、合計 821 枚の意見をいただき、「楽しいまち・遊びが充実しているまち」、「子ども・子育てにやさしいまち」、「笑顔・やさしさ・つながりがあるまち」など、子どもたちの率直な思いを聴くことができた。なお、「墨田区こども条例」の認知度については、「知らなった」が 72.1%と、今後の周知の必要性を改めて認識した。 また、資料の 11 ページにあるとおり、今年度は「来場者アンケート」を実施した。アンケートには 286 名の方から回答をいただき、イベントについて、「とても良かった」「良かった」との回答が 95.8%と、非常に高い評価をいただいたところである。 本イベントは「こどもまんなかすみだ」の推進に向けた重要な取組として、地域の皆様のご協力のもと、子どもたちに楽しい体験の機会を提供するとともに、子どもの意見を直接聴く貴重な機会となった。
委員	私は育成委員会連絡協議会で出展させていただいた。先日、連絡協議会の会議のときに今回のこどもわくわくフェスティバルについての意見を求めた。 その中で出た意見で、まず、なぜ 5 月 31 日の日曜日に開催したのか、5 月 31 日というのは、墨田区のクリーンキャンペーンの日と重なる。それと、5 月 30 日の土曜日、ここは区内の小学校の体育祭、運動会が開催されている時期だと思う。その日はたまたま晴れていたので、土曜日に開催ができたが、土曜日が雨だと、31 日の日曜日に順延になる。そうなると、何校かの小学校の子どもたちはここには行けなかった。順延されると、お手伝いの育成委員会の方たちも、ほとんどが小学校のお手伝いに回ってしまうので、イベントのお手伝いができなくなってしまう。いつも毎年 5 月にやっているこどもわくわくフェスティバルはこどもまつりと合同ではできないのかという話が出ていた。それをまずはお聞きしたい。 また、今回のこどもわくわくフェスティバルで休憩室を作っていただいたが、全然関係ない人たちが部屋の中に入っていて、休憩ができなかった。 加えて、14,000 人の方たちが来場されたということだが、私たちのスペースには 700 人弱の子どもしか来なかった。千葉大の裏、噴水付近にスペースを設けており、その日はたまたま暑かったので、子どもたちが来たが、噴水が無ければ、ほとんどの子どもたちが私たちのスペースに気が付かなかったのではないかという意見が出た。

	併せて、なぜ今回から開催時間を 1 時間長くしたのかお聞きしたい。もし、毎年 5 月に開催されるとなると、気温が毎年少しずつ上がっていく中で、かなりの負担がかかってくるという話が出ている。
事務局	まず、開催日については、会場の問題、季節、他の大きな事業、イベントになるべく被らないようにという全体のバランスの中で、決めさせていただいた。 1 時間早く開催した理由としては、年々、より多くの方がいらっしゃるため、混雑対策として 1 時間早く開催することとした。 また、休憩室の管理については、一部関係ない方が入っていたということは、本部の方にも当日報告が上がっているため、来年度も課題としていきたいと思う。 こどもまつりとの合同開催の件については、それぞれのイベントの開催の趣旨が異なるため、こどもわくわくフェスティバルは今後も続けていきたいと考えている。
委員	来年以降も大体この辺りの時期に開催するというお考えでよろしいか。
事務局	来年開催するとすれば同じような時期を想定している。
委員	行政で行っていることなので、できれば行政側の行事とは重ならないようにしていただきたい。出展する側にすると、人数が確保できないというのは非常に難しい。
事務局	行政の方でも様々なイベントや催し物がある。どの日程でも他のものに被らないという日はないと認識している。その中でなるべく皆様の負担にならず、かつ、会場の確保が可能である等の諸条件を加味し、考えていきたい。
委員	学校の運動会というのは、大体同じ日にあるのか。
委員	5 月の土曜日はほぼ運動会がある。
委員	運動会が日曜日に順延になった場合は子どもたちが参加できないリスクがあるというご意見、こどもまつりとの仕分けの仕方のご意見、今回あずま百樹園を使ったので、子どもがなかなか流れこなかった、知られていないのでないかというご意見をいだいた。開催の趣旨についてはご賛同いただいていると思うので、それをどのように進めていくかという手法の点でまだ工夫の余地があると思うので、ご意見をいただければと思う。
委員	7 ページのスタンプラリーによるこどもの意見聴取の結果について、文章だけだと、意見を聞き取ったという風に読み取ってしまうが、実際にはシールを貼ってもらったり、ポストイットに意見を書いてもらうというのが実情だと思う。子どもから意見を聞くというときにこのような手法が一般的なのか、それともこれが限界値なのか教えていただきたい。

事務局	より多くの子どもにとってなるべくハードルが低く、様々な子どもが参加しやすいように間口を広げるということでこのような意見の取り方をした。 今年度は子どもの意見をどうやって拾っていくのかということも議論していくと思う。昨年度こども条例を制定した中で、やはり子どもの意見を大事にしようというところもあるので、実際に意見を聞いて、行政としてどのように反映させるか、今年度考えていく予定である。
委員	街頭アンケートのようなイメージでとらえて良いか。聴取でないけれども、幅広く意見を集めたということか。
事務局	子どもの意見を聞くためには、子ども自身に意見を持ってもらうということが大事だと考えている。選択肢という形でも、子どもがちゃんと意見を持って、これが良いと言えたという体験をしてもらうということも今回の意見聴取の目的にあった。
委員	素敵な取り組みだと思うので、その目的も書いていただければより良いと思う。
委員	昨年から子どもの意見をどのように取るのかというのは課題になっている。今回の意見聴取の他にも様々な取り組みをされているかと思うので、ご報告いただければ、また意見聴取の手法などについて、議論できると思う。
委員	今回の実施の目的については、1 ページに記載の「こどもから大人まで含めた区民への「墨田区こども条例」の周知・普及」、「“こどもまんなかすみだ”の推進に向けた子どもの意見聴取の機会」があると思う。来場者数 14,000 人はすごいと思う一方で、7 ページのスタンプラリーによるこどもの意見聴取の結果の子どもの主な意見の傾向ということころで、計 820 枚、8 ページの「墨田区こども条例を知っていますか？」が計 549 枚というのは、来場者数 14,000 人に比べると少し少ない気がする。この辺りについてもう少し数が増やせると良いと思う。
事務局	補足させていただくと、14,000 人というのが、延べ人数となっている。 ただ、おっしゃられたように来場されたより多くの方に条例について知っていただいたり、意見聴取に参加してもらうことは重要と考えているので、来年度以降もしっかりと取り組ませていただきたいと思っている。
委員	参加者として子どもと一緒に楽しませてもらった。スタンプラリーに参加したが、景品と交換するところが長蛇の列になっていて、試しに何分かかるか測ってみたところ、20～30 分かかった。炎天下の中で子どもと一緒に待っている方も多かったので、スタッフの拡充などをお願いしたい。
事務局	ご迷惑をおかけして申し訳ない。今年度の教訓を踏まえて、人事配置を考えてきたいと思う。
委員	区長と一緒にブースを回らせていただいたが、その中でイベントも 3 回目ということで定着してきたという話と同時に、出展されている皆様の横のつながりも大事にしたい、それがすみだのまちだよねというご意見もいただいた。さきほど「つながり」という話もあったので、何ができるのか事務局の方ともお話し

	ていければと考えている。また、周知していく活動について皆様にご協力いただくこともあると思うので、よろしくお願いしたい。

6　その他

委員	先日、ある室内遊技場に行ったときに、小学校１年生くらいの未就学児の子どもとつかまり立ちの１歳半くらいの子どもを連れたお父さんがいた。１歳半くらいの子どもがテーブルの上に手をかけていて、何度もスタッフが危ないですよとお父さんに声をかけても、お父さんはほとんど反応をしなかった。見ていてどうなるのだろうと思った。その後、もう一度そのお父さんを見る機会があった。３人の子どもを連れていて、とても暗い表情で、足元も重たそうだった。その場面を見てとても苦しくなった。冒頭に質問回答があったように、届けたいところに届かない、特にお父さんにはメッセージが届きにくい状況がある。次回の会議以降、どのように周知を進めていくのかというのが議論になってくるが、お父さんに児童館や子育てひろばを含め、土日も子どもを連れてきて良いんだよ。という周知をもっとできると良いと思った。地域の枠を超えて、広く育児に携わるお母さん、お父さんの方につながっていければ良いと思っている。
委員	そのようなことが墨田区内の各所で起きているのだと思う。そのような方にしっかり区の事業が伝わっていくようにということを考えていければと思っている。次回以降の議論に非常につながるご意見をいただいたと思う。

7　事務連絡

業務連絡／次回開催について

事務局	次回は、８月２０日（木）午後６時３０分から、墨田区役所１３階１３１会議室で開催する。

8　閉会

以上